

第 16 期 決 算 公 告

名古屋市昭和区滝川町62番地の1
株式会社ホンダカーズ東海
代表取締役 高橋 一穂

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,081,817	流 動 負 債	4,506,911
現金及び預金	614,366	買掛金	1,754,529
売掛金	635,037	短期借入金	500,000
商 品	695,265	一年内返済長期借入金	408,188
仕掛品	22,378	リース債務	566
貯蔵品	8,721	未払金	68,548
前渡金	6,882	連結納税未払金	69,815
前払費用	31,192	未払法人税等	67,908
短期貸付金	712	未払消費税等	158,496
未収入金	45,154	未払費用	455,083
仮払金	2,055	前受収益	457,410
立替金	20,062	前受金	385,706
貸倒引当金(短期)	△ 10	預り金	17,527
		賞与引当金	163,130
固 定 資 産	8,294,418	固 定 負 債	1,441,092
有形固定資産	7,740,170	長期借入金	1,302,364
建物	2,747,002	リース債務	1,421
構築物	315,970	役員退職慰労引当金	3,759
機械装置	247,334	預り保証金	48,905
車両運搬具	482,240	資産除去債務	84,641
工具器具備品	58,032		
土地	3,886,846		
リース資産(固定)	1,771		
建設仮勘定	972		
無形固定資産	44,274	負 債 合 計	5,948,004
借地権	17,095	(純資産の部)	
ソフトウェア	15,485	株 主 資 本	4,428,231
電話加入権	8,377	資 本 金	90,000
水道施設利用権	3,315	資 本 剰 余 金	318,436
投資その他の資産	509,972	資本準備金	134,436
投資有価証券	213,354	その他資本剰余金	184,000
出資金	30	利 益 剰 余 金	4,019,795
差入保証金	100,722	利益準備金	18,000
会 員 権	2,200	繰越利益剰余金	4,001,795
長期貸付金	29,712	(うち当期純利益)	(644,770)
長期前払費用	1,698		
長期繰延税金資産	162,255		
破産更生債権等	12,278		
貸倒引当金(長期)	△ 12,278	純 資 産 合 計	4,428,231
資 産 合 計	10,376,236	負 債 及 び 純 資 産 合 計	10,376,236

個別注記表

〈重要な会計方針〉

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------|--------------------------------------|
| (1)商品(新車及び中古車) | 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| (2)商品(部品・用品) | 最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| (3)仕掛品 | 個別法による原価法 |
| (4)貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法 |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|-----------|--|
| (1)有形固定資産 | 定率法
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物及び、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設及び構築物については定額法を採用しております。 |
| (2)無形固定資産 | 定額法
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法 |
| (3)長期前払費用 | 均等償却 |

3. 引当金の計上基準

- | | |
|--------------|---|
| (1)貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2)賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。 |
| (3)役員退職慰労引当金 | 取締役及び監査役に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認めれるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1)消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。 |
| (2)連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |

〈表示方法の変更〉

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。